

いじめ防止基本方針

宇喜田小学校いじめ防止対策委員会

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）第2条

東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年7月2日公布・施行）

この法律（条例）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かは、上記の定義に基づいて行う。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とする。

2. いじめの様態

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと確認しにくいものがある。暴力を伴わない脅しや強要もある。一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻なものとなることもある。

遊びのふりをして行う行為は周囲がいじめと認識しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて対応する。

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない面もある。周りではやし立てたり面白がったりする第三者や見て見ぬふりをする傍観者もいじめを助長する存在である。

① 暴力を伴うもの

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・理由なく、叩かれたり、蹴られたりする。

② 暴力を伴わないもの

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・金品をたかられる。
- ・金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷・嫌なことをされる。

3. いじめ防止の取組み

① いじめ防止対策委員会（構成員）

校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、学年主任、専科主任、養護教諭、スクールカウンセラー等

② 組織の役割

- ・いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係わる情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ 未然防止のために

- ・道徳教育の充実
年間指導計画に基づく指導や道徳公開講座の実践
- ・学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化
一人一人の児童の居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行う。学級活動や児童会活動等で、児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移したりできるようにする。また、問題解決や改善をはかったりする機会を設ける。そのことを通して、児童のコミュニケーション能力や自己実現をする能力を高め、社会に参画する態度や実践的な態度を育成する。
- ・教育相談体制の充実
各担任、養護教諭、スクールカウンセラーによる懇談や面接を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合には、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止める。

④ 関係機関との連携

児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案については適宜適切に連絡する。また、児童相談所や少年センター等関係機関との情報共有を適宜行う。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っていると連絡を受けた場合には、サイトを確認し、記録したうえで、当該児童およびその保護者に了解をとり、プロバイダーに連絡し、削除を要請する。

外部の専門家を招き、児童や保護者にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習する場を設ける。

⑥ いじめアンケートの実施

いじめアンケートを年3回実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心を表現できる環境を整える。指導が必要な場合には、学年主任に相談し、いじめ防止対策委員会に報告する。アンケート実施後は指導内容をデータで記録し、管理職に報告する。原本は生活指導主幹が回収し、**5年間保管**する。

⑦ 早期対応

いじめを認知した場合、以下に留意し、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確

保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合やいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめが確認できた場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止する。いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

⑧ 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。

⑨ ふれあい月間における指導・研修

ふれあい月間（6月・11月・2月）に、いじめの実態調査（アンケート）、いじめ総合対策（上下巻）を活用しいじめ防止に関する研修、いじめについての授業を行う。

4. 重大事故の判断・報告

① 重大事故の判断・報告

- | |
|--|
| <p>一 いじめによる児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。</p> |
|--|

○「生命、心身または財産に重大な被害」については以下のようないじめを受けた児童の状況に直目して判断する。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害をおった場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえて、年間三十日を目安とする。児童がいじめによって一定期間、連続して欠席しているような場合にも、適切な対応を行う。

② 実態の調査の実施と結果の提供

ア. 重大事故が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

イ. 「いじめ防止対策委員会」が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

ウ. 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童の保護者に説明する等の措置を行う。

エ. 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

子供たちのより良い学校生活のために、随時見直し、改善する。